

## 第5章 環境配慮指針

本章では、環境と調和のとれた開発を目指して、環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際に、行政や事業者が取り組むべき環境配慮の指針を示します。

### 5.1. 環境配慮の基本的な考え方

本節では、開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行う上で基本的な事項である指針の環境要素と環境保全措置の考え方を示します。

#### 5.1.1. 対象とする環境要素

開発事業を実施する際に考慮すべき環境要素を図表 5.1.1 に示します。

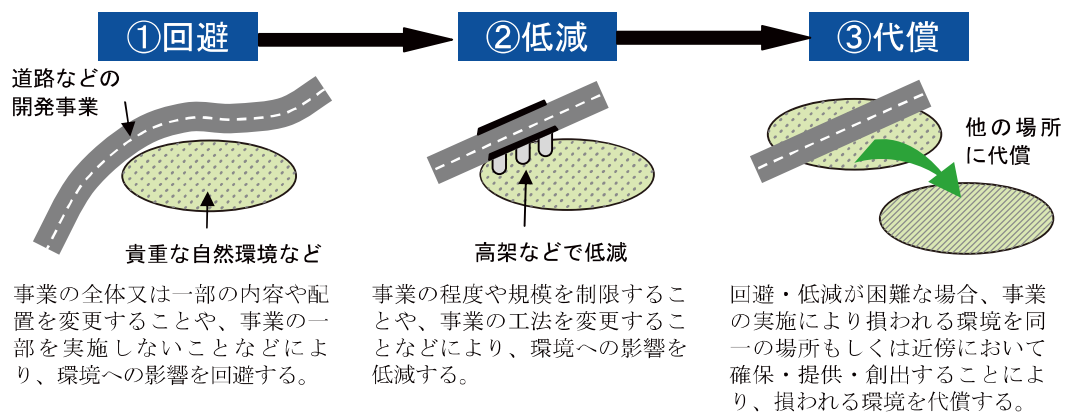
図表 5.1.1 対象とする環境要素

環境要素	項目
生活環境	大気環境（大気汚染・悪臭）、水環境（水質・地下水）、土壌環境（土壌汚染）、騒音・振動
生物多様性	動植物（貴重種等）、生態系
快適環境	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史・文化的遺産
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用、資源の有効利用

#### 5.1.2. 環境保全措置

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は、「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、「代償」することによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望まれます。



図表 5.1.2 環境保全措置の考え方

## 5.2. 開発事業実施時における環境配慮

### 5.2.1. 行政区別環境配慮の方向

本市は豊かな自然環境を有し、土地利用の状況も区によって大きく異なります。そのため、開発事業を実施する際はそれぞれの区の特徴を踏まえた環境配慮を行っていくことが必要です。

本節では、各区の地域特性とそれに基づく環境配慮の方向を示します。環境配慮の方向として取り上げる環境要素は、地域特性に応じた環境配慮が見込まれる「生物多様性」「快適環境」とします。なお、実際に開発事業を実施する際には、開発事業地の状況に応じたきめ細かな環境配慮を行うことが求められます。

## 中 区

### 区の特性

- 区域の東側の平地には市街地が広がり、その中に社寺林や公園などの緑が点在しています。また、市街地を北から南へ縫うように馬込川が流れています。一方、区域の西側は標高 50m 程度の三方原台地で、その周辺には農地や里山、斜面林などが残存しています。また、新川（都田川水系。以下、中区において同じ。）や段子川などの河川が佐鳴湖に流れ込んでいます。
- 土地利用の状況は、大部分が市街地ですが、新川及び花川流域の一部は農村地域となっています。

### 環境配慮の方向

- 生物多様性

- 都市化が進み全体的に植生は少ないものの、市街地の中には社寺林などに常緑広葉樹林が点在して分布しているため、これらの樹林を保全します。
- 市街地に整備されている緑豊かな公園緑地や街路樹などは、緑の回廊としての役割を果たしており、今後も緑化による緑の新たな創出やネットワーク化を図ります。
- 佐鳴湖北側及び新川、段子川周辺には常緑広葉樹を中心とした斜面林が帯状に分布し、特に富塚椎ノ木谷特別緑地保全地区には豊かな自然が残っているため、これらの自然環境を保全します。
- 新川や段子川、馬込川、四ツ池公園などで多くの貴重種が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

#### ○ 快適環境

- 馬込川、新川、権現谷川、段子川などの河川、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地、市街地周辺の農地や里山は、中区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている佐鳴湖の景観を保全します。
- 市の歴史・文化のシンボルである浜松城公園のほか、佐鳴湖公園、花川運動公園、浜松八幡宮などの公園緑地や社寺林の自然環境及び景観を保全します。

## 東 区

### 区の特長

- 区域の東を南北に流れる天竜川のほか、馬込川や安間川など本市の主要な河川が流れており、豊かな水辺環境があります。
- 土地利用の状況は、市街地の中に水田や畑地などの農村地域が比較的まとまって分布しています。

### 環境配慮の方向

#### ○ 生物多様性

- 水田がまとまった面積で分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 天竜川には河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などが分布しており、豊かな自然環境が残っているため、これらの河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 天竜川、安間川、馬込川などで貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、安間川、芳川、馬込川などの河川、市街地及びその周辺の農地や里山、有玉・半田地区に残る三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地は区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 安間川公園、中田公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。

## 西 区

### 区の特徴

- 浜名湖や遠州灘、佐鳴湖などの本市を代表する水辺があるほか、館山寺温泉や弁天島温泉などの景勝地に恵まれ、館山寺総合公園などのレクリエーション施設も充実しています。
- 土地利用の状況は、浜名湖南部の沿岸は市街地が多く、内陸部は農村地域及び森林地域となっています。タマネギやガーベラ、セルリーなどの農産物は全国有数の生産地となっているほか、浜名湖のウナギ、舞阪漁港で水揚げされるシラス、トラフグなどの水産業が盛んな地域です。

### 環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 三方原台地上は畑地、平野部は水田がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 平野部と台地の境にある斜面には常緑広葉樹を中心とした斜面林や竹林が分布しており、多くの動植物が生息・生育できる環境が残っているため、これらの自然環境を保全します。
- 遠州灘海岸には大規模な砂丘や砂防林のマツ植林が分布するなど、特徴的な生態系が見られるため、これらの砂丘やマツ植林などの自然環境を保全します。
- 大草山に生育しているまとまった面積のアカマツ林を保全します。
- 村櫛の干拓地周辺は農地と水路が多く、ヨシゴイ、サギ類、シギ・チドリ類、カモ類等の鳥類の重要な生息場所となっているため、これらの干拓地を保全します。
- 錨瀬干潟の浅水域などではアマモ場が形成され、魚類や甲殻類など多様な動物の生息地となっているほか、干潟はシギ・チドリ類、カモメ類等の水鳥の重要な生息地になっているため、これらの環境を保全します。
- 浜名湖の干潟、東神田川、和地大谷川、新川（都田川水系。以下、西区において同じ。）周辺などでは貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 浜名湖や佐鳴湖、新川、伊佐地川などの湖沼や河川、遠州灘海岸の美しい砂浜や松林、市街地周辺の農地や里山は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている佐鳴湖や浜名湖の景観を保全します。
- 舘山寺総合公園、浜名湖ガーデンパーク、弁天島公園、雄踏総合公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 浜名湖は潮干狩り、海水浴、魚釣りなど、佐鳴湖は野鳥をはじめとした動植物の観察スポットや桜の名所として多くの人々に利用されているため、これらの活動の場に配慮します。

## 南 区

### 区の特徴

- 南に遠州灘を望み、天竜川や馬込川、芳川、安間川などの河川が流れるなど、豊かな水辺環境に恵まれています。特に遠州灘海岸ではアカウミガメや海浜植物の群落、天竜川及び馬込川河口では多くの野鳥などが見られるのも大きな特徴です。
- 土地利用の状況は、市街地と農村地域が混在し、遠州灘海岸の沿岸部は砂防林を中心とした森林地域となっています。区域の面積の約 50%を農地が占めており、水稲、エシャレット、タマネギ、サツマイモなどの産地です。

### 環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 水田や畑地がまとまった面積で分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 遠州灘海岸には大規模な砂丘や砂防林のマツ植林、湿地が分布するなど、特徴的な生態系が見られるため、これらの自然環境を保全します。
- 天竜川や馬込川の河口には、河川敷砂礫地植生や河畔林、ヨシなど河川環境に特有の植生が分布しており、県内でも有数の野鳥飛来地となっているため、野鳥をはじめとした動植物や河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 天竜川河口、馬込川河口、芳川などで多くの貴重種が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、馬込川などの河川や中田島砂丘をはじめとする遠州灘海岸の美しい海岸

の砂浜及び松林は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。

- 遠州灘海浜公園、可美公園、飯田公園、芳川公園、馬込川公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである天竜川河口、馬込川河口などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

## 北 区

### 区の特徴

- 三方原台地から浜名湖に至る平野部や丘陵地、中山間地域など、奥浜名湖や都田川といった本市を代表する自然環境を有しています。また、蛇紋岩地域や石灰岩地域をはじめ、特徴的な地質や植生も分布していることから、多くの貴重種が生息・生育しているのも大きな特徴です。区内には都田川ダムがあり、市内外への生活用水・農業用水の供給源として重要な役割を担っています。
- 土地利用の状況は、大部分が森林地域と農村地域であり、農地ではミカンやネーブル、ピオーネなどの果樹やジャガイモ、花木などの生産が盛んです。

### 環境配慮の方向

#### ○ 生物多様性

- 浜名湖や都田川、井伊谷川などの河川沿いには水田、台地の上には畑地、台地斜面には果樹園がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 大部分を占める丘陵地にはスギ・ヒノキ植林、斜面には所々に常緑広葉樹林や落葉広葉樹林が分布しているため、樹林の保全と適正な維持管理を行います。
- 都田川、井伊谷川と河川沿いの水田地域、都田川河口などには貴重なトンボ類や魚類が生息しているため、これらの水辺環境を保全します。
- 雨生山の蛇紋岩地域、竜ヶ石山の石灰岩地域、枯山の里山林などの特徴的な地形・地質で局所的に生息・生育する動植物が確認されているため、これらの自然環境を保全します。
- 雨生山一帯、都田川、井伊谷川、霧山、枯山の里山林、三方原防風林周辺など、区内の多くの場所で貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。
- 奥浜名湖及びその周辺の樹林は、野鳥の主要な越冬地となっているため、野鳥の生息環境を保全します。

○ 快適環境

- 浜名湖や都田川、都田川沿いに存在する斜面林、市街地周辺の農地や里山、北部の森林は、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている浜名湖の景観を保全します。
- 三ヶ日高山公園、細江総合グラウンド、引佐総合公園、都田総合公園、フルーツパークなどの公園緑地や公共施設の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである奥山高原、奥浜名湖湖岸、細江公園付近、渋川つつじ公園付近、竜ヶ岩洞などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

## 浜北区

### 区の特徴

- 東に天竜川が流れ、西に三方原台地を望み、北に赤石連峰とみどり豊かな自然に囲まれています。豊かな里山風景や美しい田園風景が残されているほか、県立森林公園や万葉の森公園、美蘭中央公園などの公園施設が充実し、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されています。
- 土地利用の状況は、平野部が市街地及び農村地域であり、北西部の丘陵地域が森林地域となっています。

### 環境配慮の方向

○ 生物多様性

- 区の東には畑地、区の中央から西には水田や果樹園がまとまって分布しているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 区の北西部の丘陵地にはスギ・ヒノキ植林や針葉樹林が分布しているため、樹木の保全と適正な維持管理を行います。
- 県立森林公園周辺に生育しているまとまった面積のアカマツ林を保全します。
- 天竜川には、河畔林や河川敷砂礫地植生、自然裸地などが分布しており、豊かな自然環境が残っているため、これらの河川環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 県立森林公園周辺、三方原台地の斜面林、天竜川などで貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。

○ 快適環境

- 天竜川、馬込川、御陣屋川などの河川、三方原台地と平野部の境に存在する斜面緑地、市街地及びその周辺の農地や里山は、区を特徴づける景観要素となってい

るため、これらの自然景観を保全します。

- 県立森林公園、美蘭中央公園、万葉の森公園、染地台野鳥公園などの公園緑地の自然環境及び景観を保全します。
- 自然観察ポイントである県立森林公園、浜北大橋付近などの自然環境への影響を回避・低減し、人と自然との触れ合いの活動の場として保全します。

## 天竜区

### 区の特徴

- 天竜区は面積が 944km<sup>2</sup>と市域の約 63%を占めており、その約 91%が森林となっています。区内には、天竜川の赤石山脈南端の急流を利用した佐久間ダムや水窪ダム、秋葉ダム、船明ダムがあり、市内外への生活用水・工業用水・農業用水の供給源として重要な役割を担っています。
- 天竜川支流の大千瀬川、水窪川、気田川、阿多古川などは多くの渓谷美を描き、河川沿いにはスギ、ヒノキの人工林が、日本三大美林の一つである天竜美林を形成しています。秋葉山、光明山、白倉山、山住山、竜頭山は、その眺望の素晴らしさや旧跡もあることなどから北遠五名山といわれ、四季折々の自然を満喫する多くのハイカーが訪れています。
- 土地利用の状況は、大部分が森林地域であり、農村地域及び市街地はごくわずかです。

### 環境配慮の方向

#### ○ 生物多様性

- 区域の大部分が森林となっているため、これらが持つ生物多様性の保全などの環境面の多面的機能を維持します。
- 大部分を占める山間部のスギ・ヒノキ植林は、樹林の保全と適正な維持管理を行います。
- 亜高山地域や白倉原生林などは、冷温帯、亜高山帯、高山帯の自然度の高い植生や動物が分布しているため、これらの自然環境を保全します。
- 龍山や浦川、竜頭山・観音山周辺の樹林などでは局所的に生育・生息する動植物が確認されているため、これらの自然環境を保全します。
- 天竜川河口から秋葉ダムまでの区間は、天竜川を代表するアユが遡上し分布しているため、アユの遡上環境を保全するように配慮します。
- 亜高山地域や竜頭山、天竜川など、区内の多くの場所で貴重な動植物が確認されているため、貴重種への影響を回避・低減します。



○ 快適環境

- 天竜川、気田川などの河川、区の大半を占める森林などは、区を特徴づける景観要素となっているため、これらの河川や森林、山頂や稜線のスカイライン、斜面や溪谷などの自然景観を保全します。
- 名勝に指定されている新宮池、樽山の滝、竜頭山などの景観を保全します。
- 自然豊かな溪谷を形成する気田川、阿多古川などの河川とその沿川を水辺の散策空間として保全・活用するよう配慮します。
- ハイキングや紅葉狩りも楽しめる緑の回廊として市民に親しまれているスーパー林道天竜線、遊歩道が整備された天竜の森など、人と自然との触れ合いの活動の場を保全・活用するよう配慮します。
- 天竜川上流やダムの湖面などでは、カヌーや漕艇などの水面レジャーで利用されており、これらの活動に配慮します。

## 5.2.2. 環境配慮事項

開発事業を実施する際に適切な環境配慮を行うためには、開発事業の段階や開発事業地の特性に応じた環境配慮を行うことが重要です。

本節では、指針の対象とする事業を示すとともに、開発事業の各段階における環境配慮事項と開発事業地の特性を踏まえた環境配慮事項を示します。

### 5.2.2.1. 対象とする開発事業

公共事業、民間事業の区別に関わらず、環境への影響を考慮して開発事業を9区分し、市内で実施される図表 5.2.2.1 の開発事業を対象とします。ただし、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）及び「静岡県環境影響評価条例」（平成11年静岡県条例第36号）の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。

図表 5.2.2.1 対象とする開発事業

事業区分	事業内容
(1) 交通基盤整備事業	○道路の建設 ○鉄道の建設
(2) 河川・港湾整備事業	○河川の整備 ○放水路の建設 ○用排水路の整備 ○埋立・干拓 ○海岸の整備 ○マリーナの建設 ○ダム建設
(3) 農用地整備事業	○農用地の造成
(4) 面整備事業	○土地区画整理 ○工場・事業場の建設 ○住宅地の整備 ○レクリエーション施設の建設 ○商業・業務施設の建設 ○面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成
(5) 公園整備事業	○公園の建設
(6) 上下水道施設整備事業	○上水道浄水施設の建設 ○下水道終末処理施設の建設
(7) 廃棄物処理施設整備事業	○ごみ処理施設の建設 ○最終処分場の建設 ○し尿処理施設の建設 ○産業廃棄物中間処理施設の建設
(8) 土砂採取・残土処理事業	○土の採取等 ○残土の処理
(9) 発電事業	○火力発電所（バイオマス発電、廃棄物発電を含む）の建設 ○水力発電所の建設 ○風力発電所の建設

### 5.2.2.2. 開発事業の各段階における環境配慮

開発事業の「構想」「計画」「工事」「供用」の各段階において検討すべき環境配慮事項を図表 5.2.2.2 に示します。

図表 5.2.2.2 開発事業の各段階における環境配慮事項

開発事業の段階	環境配慮事項
構想	<input type="checkbox"/> 関連する法令・計画を確認する。 <input type="checkbox"/> 開発事業予定地及びその周辺の環境特性を確認する。 <input type="checkbox"/> 構想の変更の必要性を評価し、構想の変更による影響の回避・低減・代償措置を検討する。
計画	<input type="checkbox"/> 開発事業地及びその周辺の環境特性を再確認する。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した技術・工法を決定する。 <input type="checkbox"/> 環境影響の回避・低減・代償措置に向けた具体的な計画を策定する。
工事	<input type="checkbox"/> 計画に基づいて工事中の環境影響を低減する。
供用	<input type="checkbox"/> 良好な環境を維持していくための環境保全対策を実施する。

### 5.2.2.3. 開発事業地の特性を踏まえた環境配慮

開発事業地やその周辺において確認すべき土地利用の状況や、開発事業を実施する際に特に配慮すべき場所を図表 5.2.2.3 に示します。

開発事業を実施する際は、図表 5.2.2.3 で確認した特性を踏まえて、図表 5.2.2.4 により該当する環境配慮事項を選定（●印がついている項目の環境配慮事項を選定）し、環境配慮を行います。

図表 5.2.2.3 開発事業地やその周辺において確認すべき環境特性

確認項目	開発事業地の環境特性
土地利用	<input type="checkbox"/> 森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、その他 <input type="checkbox"/> 市街地（住宅地、商業・工業地域）
特に配慮すべき場所	<input type="checkbox"/> 貴重な動植物の生息・生育地 <input type="checkbox"/> 地域を特徴づける生態系※ <input type="checkbox"/> 主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観 <input type="checkbox"/> 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 <input type="checkbox"/> 歴史・文化的遺産の所在地

※「生物多様性はままつ戦略」において選定した「注目すべき場所」

図表 5.2.2.4 環境配慮事項選定マトリックス

**①チェックポイントの選定（横軸）**  
 開発事業地について、該当する「土地利用」の状況と「特に配慮すべき場所」の有無をチェックします。  
 （※注目すべき場所は「生物多様性はままつ戦略」参照）

土地利用	特に配慮すべき場所
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**②環境配慮事項の選定（縦軸）**  
 「①チェックポイントの選定（横軸）」で当てはまる●印の環境配慮事項（共通及び記号 A～I）を選定します。

共通	環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理	●	●	●	●	●	●		
生活環境	A 市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出	A1	生活環境全般への配慮	●	●				
		A2	大気環境への配慮	●	●				
		A3	水環境への配慮	●	●				
		A4	土壌環境への配慮	●	●				
		A5	騒音・振動への配慮	●	●				
生物多様性	B 動植物の生息・生育地の保全(守る)	B1	動植物の生息・生育地における改変の回避・低減	●	●	●			
		B2	工事による改変の最小化	●		●			
		B3	建設作業機械や工事車両による影響の低減			●			
		B4	道路や施設の設置による影響の低減			●			
		B5	濁水の流出や水量の減少による影響の低減	●	●	●			
	C	動植物の生息・生育地における連続性の確保(つなげる)	C1	樹林地や水辺の連続性の確保	●		●		
			C2	動物のロードキル(轢死)や落下防止	●		●		
	D	動植物の生息・生育空間の保全・創出(もどす)	D1	生息・生育環境の復元	●		●		
			D2	樹林地の適正管理	●	●	●		
			D3	動植物の新たな生息・生育環境の創出	●	●	●		
			D4	動植物の移動・移植			●		
	E	地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止(抑える)	E1	地域性種苗による緑化	●		●		
			E2	外来種の拡散防止	●		●		
快適環境	F 景観の保全・創造	F1	魅力的な市街地景観の形成		●				
		F2	恵まれた自然景観の保全	●			●		
		F3	暮らしの景観(地域景観)の保全・創出	●	●		●		
	G	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出	G1	人と自然との触れ合いの活動の場の改変の回避	●	●		●	
			G2	人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創出	●	●		●	
	H	歴史・文化的遺産の保全	H	歴史・文化的遺産の保全			●	●	
地球環境	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用	I1	省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用	●	●				
		I2	資源の有効利用	●	●				

## 第6章 計画の推進及び進捗管理

### 6.1. 計画の推進の基本的な考え方

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、施策を着実に推進していく必要があります。

そのためには、環境担当部局だけではなく、庁内の各部局との連携を強固にし、各部局において、環境の将来像を念頭に置いた施策の展開を図ることが重要です。

また、計画の推進には、市民や事業者などの積極的な参加が不可欠であるため、各主体と環境の将来像を共有し、本市が実施する施策への連携を進めるなど、市民・事業者・行政が一体となって取り組みの進展を図っていくことが必要です。

本市は、「国土縮図型都市」と呼ばれるように、都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域を有しています。これらの国土縮図型の特徴を活かしながら、みどり豊かな自然の保全と、安全で快適なくらしを基盤とした拠点型ネットワーク都市を実現し、はままつの住み心地よさを国内外に「魅せていく」ことで、「環境ブランド力」を確立し、都市間競争に勝つ都市を目指します。

### 6.2. 主体別行動指針

#### 6.2.1. 市の行動指針

- ◆ 総合的・横断的に推進する環境行政の方向性を基軸として、施策を着実に推進します。
- ◆ 環境の保全及び創造に関する情報を収集・整備し、積極的に市民や事業者へ周知・提供することで、本市が実施する施策への参加・協力を呼びかけます。
- ◆ 市役所として、市民や事業者の模範となるように、法規制を遵守し、環境への負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ◆ 環境行政の取り組みについて、積極的に国内外に「魅せていく」ことで、市民・NPO・事業者に対して環境配慮への取り組みのきっかけづくりをするとともに、各主体の連携を活性化させ環境活動を実践する行動へと導きます。

#### 6.2.2. 市民の行動指針

- ◆ 本市全体の環境保全及び創造のためには、市民一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であることを自覚して、日常生活においてどのようなことができるのかについて、常に主体性を持って学習し、具体的な行動を起こします。
- ◆ 本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加・協力します。

### 6.2.3. 事業者の行動指針

- ◆ 事業活動において、法規制を遵守し、公害防止、廃棄物の適正処理、省資源、グリーン購入、自然環境の保全、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを推進し、環境負荷軽減に取り組みます。
- ◆ 環境配慮経営を行うことによって、持続可能な消費と生産を促進し、企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献します。
- ◆ 本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

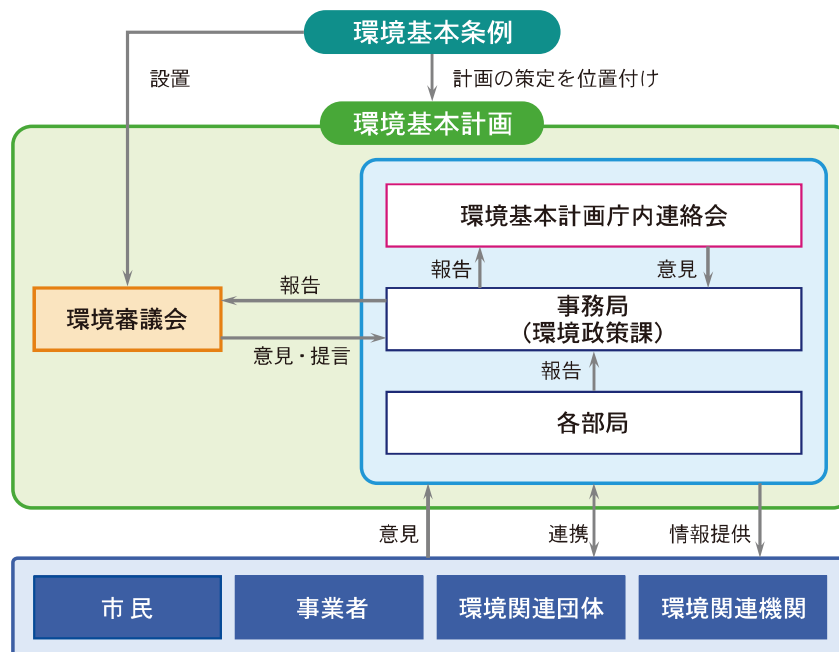
## 6.3. 計画の進捗管理の基本的な考え方

本計画の進捗状況は、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進に当たっての意見や提言をいただきます。

また、市ホームページに進捗状況を公表し、市民への周知を行います。

## 6.4. 計画の推進及び進捗管理の体制

図表 6.4-1 環境基本計画の推進体制



本計画の推進体制においては、Plan（計画）：市、Do（実施）：市・市民・事業者、Check（点検・評価）：環境審議会・環境基本計画庁内連絡会、Action（見直し）：市による、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

#### 6.4.1. 環境基本計画庁内連絡会

---

本計画で提示した環境の将来像を実現するためには、庁内の各部署が 5 つの基本方針、及び総合的・横断的に推進する環境行政の方向性を理解し、施策の基本的方向に基づいて事業を実施することが重要です。

このため、計画策定時に組織した「環境基本計画策定庁内検討会」の委員からなる、「環境基本計画庁内連絡会」を組織し、施策の基本的方向に基づき各部署が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を管理することとします。

特に、総合的・横断的な施策については、環境部が主体となり関連する部署と連携して、積極的に施策の方向性に基づいた事業実施に向け推進していきます。

また、本連絡会において環境に関する最新情報の共有を図ります。

#### 6.4.2. 環境審議会

---

環境審議会は、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議を行うため、環境基本条例第 22 条の規定に基づき設置する機関で、事業者の代表及び知識経験者で構成されます。

施策の基本的方向に基づき市が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を環境審議会に報告し、意見や提言をいただくこととします。

#### 6.4.3. 環境関連団体

---

平成 27 年 3 月現在、浜松市内に主たる事務所を設置している NPO 法人のうち、「環境の保全」を活動分野としているものが約 100 団体あります。

このほか、法人化はされていないものの、環境の保全に積極的に取り組む団体が市内には多数存在します。

市民や事業者が環境基本条例で定められた責務を果たすためには、個々の取り組みが重要であることはもちろんですが、NPO 法人などの環境関連団体の活動を通じて、取り組みの拡大を図っていくことが重要です。

このため、本計画の推進に当たっては、これらの環境関連団体と十分な連携を図ります。

#### 6.4.4. 環境関連機関

---

大気汚染、酸性雨、水質汚濁、廃棄物、地球温暖化、生物多様性の損失など、環境問題は市域や国境を越えて影響を及ぼすものが多く、環境問題の本質的な解決を図るためには広域的な取り組みが必要となることが少なくありません。

また、個々の環境問題が相互に関連するとともに、産業や都市・生活基盤など環境以外の分野の取り組みが環境に影響を与える場合もあります。

こうした広域化、複雑化、専門化していく環境問題に適切に対応しながら本計画を推進していくため、国、県、関係市町村、各種研究機関などと十分な連携を図ります。





## 付属資料 用語解説

アルファベット (A,B,C…)、50音 (あ,い,う…) の順で掲載。

# A~Z

## B

 ビーディーエフ  
B D F (Bio Diesel Fuel の略)

植物由来の油や廃食用油などから精製され、軽油の代わりにディーゼルエンジンの燃料に使われる。

 ビーオーディー  
B O D (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が、微生物により分解される時に消費する酸素の量のこと。有機物が多いと、BOD の値も大きくなる。河川の有機物による汚れの環境基準は BOD で示されている。

## C

 シーオーシーじんじょう  
C o C 認証 (Chain of Custody の略)


森林認証制度の種類の一つで、加工・流通等が対象の認証。加工・流通時に認証を受けていない林産物が混ざらないかなどを審査・認証するもの。

 シーオーディー  
C O D (化学的酸素要求量)

主に水中の有機物が薬品（酸化剤）で酸化されるときに、消費する薬品の量を酸素量に換算したもの。有機物による汚れが大きいと、COD の値も大きくなる。海域と湖沼の環境基準に用いる。


 シーエスアールかつどう  
C S R 活動 (Corporate Social Responsibility の略)

企業が利益を優先するだけでなく、組織が社会へ与える影響に責任を持ち、様々なステークホルダー（利害関係者）に対して適切な意思決定をすることで果たす社会的責任を CSR といい、これに対する取り組みを CSR 活動という。

 シーオーツォーきゅうしゅうげん  
C O<sub>2</sub> 吸収源

樹木は、大気中の二酸化炭素を大量に吸収し幹や枝葉に固定し成長するため、適切に管理された森林は、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を担っている。

## E

 イーエスディー  
E S D (Education for Sustainable Development の略)

持続可能な開発のための教育と訳される。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

## Eスイッチ

Enjoy Environmental Education for Eco-life (楽しもう環境教育♪始めようエコライフ)のそれぞれの頭文字「E」と環境教育を通して環境意識を高め、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルに「スイッチ(転換)」していこうという考えをあわせもつ本市の標語のこと。「はままつEスイッチ」は、浜松市環境教育推進ネットワークの愛称。

## F

---

### FM認証 (Forest Management の略)

森林認証制度の種類の一つで、森林管理が対象の認証。森林資源や森林環境に配慮しているかなどを審査・認証するもの。

### FSC森林認証 (Forest Stewardship Council (=森林管理協議会) の略)

全世界共通の原則に基づき森林を審査し、森林環境を適切に保全し、地域の社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進する国際認証制度。なお、FSC(森林管理協議会)は、ドイツのボンに本部が置かれる会員制の非営利組織。

## I

---

### ISO14001

環境マネジメントシステムに関する規格で、事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができる。また、事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者(審査登録機関)の認証を受け、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

## P

---

### PCB (ポリ塩化ビフェニル)

電気絶縁性が高いため、電気機器の絶縁油などに使われた油状の物質で、毒性が強く、脂肪細胞に蓄積されやすい。現在は製造・使用が禁止されている。

## S

### SNS (Social Networking Service の略)

人とのコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校などといったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

## あ行

### あ

#### アスベスト

石綿とも呼ばれ、天然鉱物繊維で、熱や摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で切れにくく変化しにくいという特性があり、建材などに使用されてきた。

しかし、一本の繊維が極めて細く、飛散しやすいため、吸い込んで肺の中に入ると、15～40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす恐れがあることから、現在は、新たに使用することが禁止されている。

### い

#### <sup>いちじ</sup>一次エネルギー

石炭や石油、天然ガス、水力などのように、自然界にあるままの形状で得られるエネルギーのこと。

#### <sup>いっさんかたんそ</sup>一酸化炭素 (CO)

炭素を含む燃料が不完全燃焼した時に発生する無色・無味・無臭の気体。皮膚・粘膜に対する刺激性はない。体内組織への酸素運搬機能を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こす。

一酸化炭素の発生源は、都市では自動車の排出ガスによるものがその大部分を占めていると考えられ、交通の煩雑な道路や交差点付近において高濃度になっている。

#### <sup>いろおせんもんだい</sup>色汚染問題

芳川など公共用水域への着色排水については、市民からの改善要望が根強いが、水質汚濁防止法には工場などの排水の色についての規制がないため、排水規制をかけない方法での、色汚染解消への取り組みが必要とされている。

## う

### 家(うち)エコ診断<sup>しんだん</sup>

地球温暖化防止のために、家庭の CO<sub>2</sub> 排出量を診断し減らすための支援ツール。家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省エネ対策を提案する。

## え

### エコアクション 21

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのこと。ISO14001 と比べ、審査登録費用が安く、取り組みやすいシステムであることが特徴である。この取組を行った事業者が、外部の審査を受け、認証されることで、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録される。

### エコツーリズム

自然の生態系や歴史的文化的な遺産の保護と保全という活動を基本にして、観光という余暇活動に加え、その環境を維持している地域への還元を伴う活動と定義されている。自然の生態系や歴史的、文化的な背景を持つ地域、環境に出かけ、それを楽しむとともに、それを保全、維持してきた人たちから生態系や、背景を学び、自然への理解を深めることを目的としている。

### エコトーン

移行帯や推移帯と訳される。河岸や湖沼の沿岸等、生物の生息環境が連続的に変化する場所を指し、具体的な例としては河川敷が挙げられ、水草（沈水植物）、ヨシ原（抽水植物～湿性植物）、水辺林、草地と、様々な生息環境が隣接し、それぞれの環境に異なる生物が生息することができる、生物多様性の観点から重要な場所のこと。

### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事（浜松市では政令指定都市移行後は市長）から、たい肥などによる土づくりと化学肥料や化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称のこと。

### エネルギーマネジメントシステム

電力の需要と供給や再生可能エネルギーなどによる発電量を基に、エネルギーを最適に利用できるよう総合的に制御するためのシステムのことであり、住宅用のヘムス（HEMS）・商用ビル用のベムス（BEMS）・工場用のフェムス（FEMS）がある。

## お

### 温室効果ガス

大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

### 音・かおり・光に関する生活環境創造計画

浜松市における音・かおり・光資源について、「保全」「創造」「規制」の3つの観点から、今後のあるべき将来像と、その実現に向けた施策の基本となる指針を示し、市民が求める快適な生活環境の形成に資するため、平成15年3月に作成した計画。

## か行

## か

### 外来生物

もともとその国や地域に生息していなかったが、他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。

### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ排水）と雑排水（台所や風呂、洗濯機などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。

単独処理浄化槽と比べて、はるかに処理能力が高く、BOD 除去率 90%以上、処理水 BOD20mg/l 以下と公共下水道と同等の放流水質に処理できる。

### 感覚公害

直接的な健康被害ではなく、人間の感覚（悪臭、騒音、振動など）を刺激して不快感を及ぼす公害のこと。

### かんきょう 環境イノベーション

これまでのモノ・仕組みなどに対して、まったく新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、環境と経済の持続的な好循環を生み出していくこと。

### かんきょうきじゆん 環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準。環境基準は、行政上の目標として定められているもので、工場などの発生源を直接規制する規制基準とは異なる。

### かんきょうきじゆんてん 環境基準点

ある水域における環境基準の維持達成状況を把握するための地点のこと。

### かんきょうきょういく 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

### かんきょうけいえい 環境経営

企業と社会が持続可能な発展をしていくために、地球環境と調和した企業経営のこと。

### かんきょうしきん 環境資産

本市では、豊かな自然・多様な動植物・豊富な水源・地域固有の歴史・文化資産などを環境資産と位置づける。

### かんきょうほぜんがたのうぎょう 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、化学合成農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

## き

---

### きかんさんぎょう 基幹産業

経済活動の基盤となる重要な産業。本市では、輸送用機器などのものづくり産業が挙げられる。

### 技術シーズ

企業・大学などの研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要となる技術の発明や能力・人材・設備などのこと。

### 貴重種

特別な環境などに生息・生育し、学術上貴重な種、又は、現在の生息・生育数及び減少の程度から絶滅の危険性がある生物種や天然記念物のこと。本市においては、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、環境省や静岡県のレッドデータブックなどにあげられている種を「貴重種」と呼ぶ。

### 拠点ネットワーク型都市構造

都市機能が集積した複数の拠点形成と公共交通を基本とした、有機的な連携による都市構造のこと。

## く

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ない環境配慮型の商品を優先して購入すること。

### グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、農山漁村で楽しむゆとりある休暇のこと。

## こ

### 高機能舗装

従来の舗装より性能を高めた舗装。アスファルトのすき間が多く、排水機能にも優れ、空気がすき間をぬけるため騒音も吸収する。

### 公益施設

教育施設や医療施設など、住民の生活のために欠かせないサービス施設の総称のこと。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物・炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成



される酸化性物質の総称。光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因とされている。

光化学スモッグは、植物に被害を与えたり、人体に対しても目の刺激症状やのどの痛み、息苦しさなどの影響を与えたりする。

#### こうきょうようすいいき 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などで、公共用下水道、流域下水道を除いたもの。

#### こうきょうようすいいきとういろおせんないさくきょうぎかい 公共用水域等色汚染対策協議会

市内の公共用水域等における着色排水による色汚染浄化対策の検討及び色汚染の状況の監視等を行うことを目的に平成 20 年 8 月に設置された、地域代表、学識者、染色事業者及び行政で構成する協議会。

#### こうどしよりがたがつべいしよりじょうかそう 高度処理型合併処理浄化槽

生物処理と化学処理を併用することにより、富栄養化の原因となる窒素またはリンの除去能力を有する浄化槽のこと。

#### ねつでんへいききゅう コージェネレーション（熱電併給システム）

発電と同時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。

#### こくさいきょうりょくきこう 国際協力機構（Japan International Cooperation Agency 略称：JICA）

独立行政法人国際協力機構法に基づいて 2003 年（平成 15 年）に設立された外務省所管の独立行政法人で、開発途上国の経済・社会の開発・復興・経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進や我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

#### こていかかくかいとりせいど 固定価格買取制度（Feed-in Tariff 略称：FIT）

再生可能エネルギーの普及を図るため、太陽光、風力、バイオマス、地熱、中小水力（3 万 kW 未満）による電気を一定期間、価格を固定して買い取るよう電力会社に義務付ける制度のこと。

#### しげんぶつしよりしせつ ごみ・資源物処理施設

もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設のこと。本市では、平和破碎処理センター（連絡ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装）・南部清掃工場（ペットボトル）・引佐最終処分場（特定品目）等の施設を運用している。

# さ行

## さ

### サイクル&ライド

鉄道駅、バス停の周辺などに整備された駐輪場まで自転車を利用し、そこから公共交通機関に乗り継ぐ移動方法のこと。

### さいしげんか 再資源化

ごみや資源として回収されたものを熔融焼却、破碎、選別、減容などの処理をして、再び資源として新たに製品の原料とすること。

### さいせいかのう 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱など、一度利用しても再生可能で資源が枯渇しないエネルギーのこと。

### さとやま 里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。集落とそれを取り囲む二次林、水田を含む農地、ため池、草原などで構成される。

## し

### しげんぶつがいしゅうほかんこたいまじぎょう 資源物回収保管庫貸与事業

資源物集団回収の振興のため、自治会を対象に回収した資源を保管するボックス・物置を無償で貸与する取り組み。

### じゅうみんこうふくど 住民幸福度

社会とのつながり（家族の絆、地域コミュニティ、友情など）、環境・アメニティ（自然との触れ合い、便利性・快適性を高めるインフラなど）、雇用・所得（働き甲斐のある仕事、ゆとりある生活など）の三つの基盤により、市民満足度を表したもの。

出典：「住民幸福度に基づく 都市の実力評価」参照

### しんりんせぎょう こうりか 森林施業の合理化

複数の森林所有者の森林をとりまとめ、森林作業の集約化（共同での作業道の新設、間伐の実施など）を進めることにより、林業生産の低コスト化を図ること。

### しんりんにんしょうまいど 森林認証制度

適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度のこと。

## す

---

### か スプロール化

都市が、無秩序に拡大していくこと。都市が郊外に向けて拡大するときに、計画的な開発が行われないと交通機関や上下水道などの社会資本の非効率化を招く。

### スマートコミュニティ

様々なエネルギー設備を通じた電気や熱などのエネルギーの最適利用に加え、都市交通システムや市民生活の向上につながる様々なサービス・システムを複合的に組み合わせた一定のエリアのことを言う。次世代のエネルギー・社会システムとして注目されている。

### スマートシティ

スマートコミュニティの概念を都市全体に広げたものであり、環境配慮型都市とも言われている。新たなまちづくりの考え方として全国各地で取組みが進んでいる。

### スリーアール 3 R

発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字の「R」をとったもの。

## せ

---

### せいさんりよくちちく 生産緑地地区

生産緑地地区制度に沿って自治体から指定された市街化区域内の一定の要件を満たした農地のこと。

## 生物多様性

生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約においては「全ての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性、および生態系の多様性を含む」と定義されており、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つに大別される。

## そ

## 掃流用水

漂砂の堆積による河口閉塞や河床高の上昇を防ぐために、漂砂を押し流すことを目的として一定の流量を放流するための用水のこと。

# た行

## た

## 大気汚染物質

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、炭化水素のこと。

## 大気測定局

大気汚染防止法に基づき、市内に、一般環境の大気汚染を常時監視する一般環境大気測定局9局、また自動車排出ガスに起因する大気汚染を常時監視する自動車排出ガス測定局3局の合計12局で、自動測定器により大気汚染の状態を常時監視している。(平成27年3月末現在)

## ダイオキシン類

塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナ-PCBの総称。人間の体内には、食物や呼吸を通じて入り、肝臓や脳細胞などに蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性などの毒性がある。

## 体験型観光

目的地を訪れるだけの観光に対し、実際に自然や文化に触れて体験できる観光のこと。自然体験や農林漁業体験、ものづくりなどの体験プログラムなどがある。

### 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している植物の生息、生育環境や多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行うこと。

### 多量排出事業者

廃棄物処理法で定める多量排出事業者とは、その事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者のこと。

### 炭素換算

バイオマスは、種類によって成分に違いがあるため炭素量を基準としている。本市のバイオマス活用率は、間伐材、木くず、生ごみ、家畜ふん尿、剪定枝、廃食用油、古紙、下水汚泥の発生量と活用量を炭素量に換算して、全体の活用率を算出している。

### 単独処理浄化槽

し尿（トイレ排水）のみを処理する浄化槽のこと。

## ち

---

### 着色度

排水の着色の測定方法には、官能（視覚）測定法と機器測定法があるが、いずれも公的に定められている方法ではない。本市では、独自に着色度という指標を定め、「色差」を用いた着色水の測定方法（色差判定希釈法）で観測を行っている。

### 鎮守の森

神社やお寺の境内を取り囲んでいる社寺林であり、単なる自然の森だけでなく、その土地の、神々と人との交流の場や歴史と文化が反映された森のこと。

### 長寿命化計画

廃棄物処理施設のストックマネジメント（既存の施設を有効活用し、長寿命化を図る体系的な手法）に関し、所管自治体が定める具体的な計画。

## て

---

### 低炭素社会

深刻化する地球温暖化問題の原因の1つである二酸化炭素の排出を、低く抑えた社会のこと。

### 定点モニタリング

過去に地下水汚染が確認された特定地域の地下水の汚染状況を確認するための井戸の水質調査。このほか、市域内の地下水の環境基準の達成状況の監視を目的とする環境モニタリングを実施している。

## と

---

### 特定外来生物

国外から持ち込まれた外来生物で、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害をおよぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定された種。

### 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業として法令で定められたもの。

### 特定事業場

水質汚濁防止法や大気汚染防止法などに定められている著しく環境に負荷を与える施設を持つ工場・事業所のこと。

### 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、地域住民の生活環境として必要なもので、風致・景観が優れているものか、若しくは動植物の生息地で保全する必要があるもののいずれかに該当するものが対象となり、10ha 以上は都道府県、10ha 未満は市町村によって指定される。

### 都市・自治体連合 (United Cities and Local Governments 略称: UCLG)

自治体の国際的な連合組織で、会員都市同士の情報交換や相互協力、各種研修プログラムの実施を通して、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を図っている。

### 都市鉱山

都市でゴミとして大量に廃棄される家電製品などの中に存在する有用な資源を鉱山に見立てたもの。

## トリクロロエチレン

水に溶けにくく、無色透明のクロロホルム臭のある揮発性、不燃性の液体。金属・機械部品などの脱脂・洗浄剤などに使われている。人体に対しては、目、鼻、のどの刺激、皮膚炎、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害などを起こす。

# な行

## に

### にきんかいおう 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石炭・石油・鉄鉱石などに含まれている硫黄分が燃焼することによって発生する。火力発電所、石油化学工場、製鉄所などが主な発生源。

二酸化硫黄は、太陽光（紫外線）の作用で三酸化硫黄に変化し、さらに三酸化硫黄は、大気中の水蒸気と反応して硫酸ミストを作る。二酸化硫黄や三酸化硫黄は、呼吸器官を刺激し、ぜんそくや気管支炎等の病気を多発させたり、植物に被害を与える。

### にきんかちっそ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素と一酸化窒素をあわせて窒素酸化物とよんでいる。一酸化窒素は、燃焼によって空気が加熱される際に、空気中の窒素と酸素が化合して作られ、燃焼温度が高いほど多量に発生する。一酸化窒素は大気中の酸素によって酸化され、二酸化窒素となる。このため、大気中には、一酸化窒素と二酸化窒素の両方が存在している。

二酸化窒素は、血液中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬能力を低下させるほか、粘膜刺激性を持ち呼吸気道及び肺に対して毒性を示す。一酸化窒素は二酸化窒素に比べその毒性は弱いとされている。

## の

### のうちてんようきよかまいど 農地転用許可制度

農地を他の用途に転用しようとする場合、農地法の許可が必要となる制度のこと。

### のや 野焼き

野外で廃棄物を、ドラム缶・ブロック囲いで焼却する行為や地面で直接焼却する行為など、廃棄物処理法の処理基準に従わない焼却行為は、同法で禁止されている。

ただし、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ない事として行われる廃棄物の焼却などについては、例外的に認められている。

# は行

## は

### ばい煙ばいえん

燃料その他の物の燃焼で発生する硫黄酸化物、ばいじん及び物の燃焼・合成・分解によって発生するカドミウムや塩素、窒素酸化物等のこと。

### バイオマス

生物 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。生ごみ、家畜ふん尿などの廃棄物系バイオマス、間伐材などの未利用バイオマスなどがある。

従来、バイオマスは、堆肥や飼料などの原料として活用されてきましたが、近年では採算性の改善や技術の向上により、熱や電気などエネルギーとしての活用に対する期待も高まっています。

### 排水基準はいすいきじゆん

水質汚濁防止法で定められた特定の事業場からの排水に適用される有害物質や水素イオン濃度などの基準。

### パーク&ライド

鉄道駅、バス停の周辺などに整備された駐車場までマイカーを利用し、そこからは公共交通機関へ乗り継ぐ自動車と公共交通機関とを有効に組み合わせた移動方法のこと。

駐車場に車を停めて (Park:パークして)、乗り換える (Ride:乗る) ことからパーク&ライドという。

### はままつしおと 浜松市音・かおり・ひかりしげん 光資源

市内に存する音・かおり・光資源のうち、市民の生活及び文化に深く根付き、広く市民に親しまれ、将来にわたり継承すべきと認めるものを、浜松市音・かおり・光資源として選定している。

### はままつし じせだい 浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパーク

自治体が企業と連携し、エネルギーに関する新たな取組を見学、体験できるような施設整備を行う取り組みのことをいう。



## ひ

### **ビオトープ**

生物が生存できる環境条件を備えた一定の広さのある空間を示す概念。広義では、生態系としての森林や河川、湿地、草地、雑木林などの総称。

### **微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)**

大気中に漂う粒径  $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=1\text{mm}$  の  $1/1000$ ) 以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義されるが、そのなかで粒径  $2.5\mu\text{m}$  以下の小さなもの。

## ふ

### **富栄養化**

植物の生育を促進させる窒素やリン等の流入により、海域や湖沼の植物プランクトンが多量に発生し、次第に水質汚濁が進行していく現象。

### **賦存量**

現実的に不可能な場所への設置等の土地的制約、利用率、エネルギー変換効率などを考慮した物理的限界量のこと。

### **浮遊粒子状物質**

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が  $10\mu\text{m}$  以下のもの。

浮遊粒子状物質の発生源には、工場などの石炭・石油系燃料・廃棄物等の燃焼過程及び各種生産過程から発生するばいじん・粉じんなどや、ディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質などの人為的発生源と、土壌の巻き上げなどの自然発生源がある。


また、浮遊粒子状物質は、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

### **分散型電源**

需要地に隣接して分散配置される、太陽光発電・風力発電・燃料電池などの中小規模の発電設備全般のこと。

電力会社の発電所は大規模集中型電源と言われている。

へ

 閉鎖性水域

外洋と接する部分の少ない内海や内湾、湖沼のこと。水の入替わりが悪く、富栄養化が生じやすい。

 ベンゼン

水に溶けにくく、無色、揮発性の液体。染料、合成ゴム、農薬などの原料として使われている。人体に対しては、頭痛、めまい、意識喪失などを起こす。


ほ

 ほ場

作物を栽培する田畑や樹園地のこと。


ま行

ま

 マテリアル利用


バイオマスを原材料として利用すること。マテリアル利用には、家畜の餌として用いる飼料化、堆肥として用いる堆肥化、建築材などを得る材料利用などがある。

み

 緑の回廊（緑のコリドー）

野生生物の生息地間をつなぎ、生物の移動を可能にする森林や緑地などのこと。分断された生息地をつなぐことで野生生物の生息地を確保し、生物多様性の保全に寄与している。

め

 面減負荷

市街地、農地、山林など面的なひろがりを持つ土地から川や湖に流れ出るよごれ、窒素、りんのこと。

## も

### 木質ペレット

間伐材や製材端材を、乾燥→破碎→圧縮した小粒状の固形燃料のこと。

## や行

## ゆ

### 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合に、人の健康を損なうおそれがある物質。大気の汚染の原因となるものとして国が指定する 248 物質を指し、そのうち、緊急的、優先的に取り組まなければならない物質として 23 物質が選定されている。このうち 5 物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタン、ダイオキシン類)については、環境基準が定められている。

### 有害物質

水質汚濁防止法において、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、28 物質を定めている。

### ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザインという意味で、能力や年齢・国籍・性別などの違いを超え、ある特定の人のためでなく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていきこうとする考え方のこと。

### ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。文科省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD の推進拠点と位置づけ、ユネスコスクール加盟校数の増加を図っている。

## よ

### 要注意外来生物


国外から持ち込まれた外来生物のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、生態系等に悪影響を及ぼし得ることから、適切な取り扱いが求められる種。

 よぼうほぜん  
予防保全

機能診断等で状況を把握して性能水準が一定以下になる前に保全処置を行うこと。

## ら行

### ら

 ライフサイクルコスト

製品の設計・開発から製造、販売、保守、修繕、最後の廃棄にいたるまでに発生する必要な経費の合計額。

### り

 りょくちほぜんちいき  
緑地保全地域

「都市緑地法」に基づき、都市部近郊の里地・里山などの広範囲の緑地を守るための制度のこと。

### れ

 レッドデータブック

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）について、それらの生息状況などを環境省が取りまとめたもの。

---

## 第 2 次浜松市環境基本計画

---

発 行 浜松市 環境部 環境政策課

電話 : 053-453-6146 ファクス : 053-450-7013

E-mail : [kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

発行年月 平成 27 年 3 月

---

リサイクル適正 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。